

# 国際会計基準審議会、 公開草案「交換可能性の欠如」を公表

国際会計基準審議会（以下、IASB審議会）は2021年4月20日、公開草案（ED/2021/4）「交換可能性の欠如」を公表しました。

本公開草案に対するコメント期限は、2021年9月1日です。



## 本公開草案のポイント

- ある通貨から他の通貨への交換が当局によって制限されていること等により通貨の交換可能性が欠如している場合があります。現行基準には通貨の交換可能性が長期的に欠如している場合にどのような為替レートを使用するかについての規定がなく、実務のばらつきが生じています。
- 本公開草案は、ある通貨が他の通貨に「交換可能性がある」とはどのような場合を指すかを定義した上で、交換可能性が欠如している場合に、企業が原則として直物為替レートを見積ることを提案しています。また、交換可能性が欠如している場合における追加的な開示も提案しています。

## 1. 本公開草案の背景

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、外貨建取引の機能通貨への換算及び在外営業活動体の財務諸表の表示通貨への換算に際して、直物為替レートの使用を要求しています。IAS第21号において直物為替レートとは、即時の受渡しに適用される為替レートと定義されています。ここで、IAS第21号には通貨の交換可能性が一時的に欠如している場合に使用すべき為替レートの規定はありますが（IAS21.26）、通貨の交換可能性が長期的に欠如している場合において使用すべき為替レートについての規定はありません。

IFRS解釈指針委員会（以下、IFRS-IC）は、通貨の交換可能性が長期的に欠如している国に所在する在外営業活動体の財務諸表を他の表示通貨へ換算する際に用いる為替レートをどのように決定すべきかを検討しました。通貨の交換可能性が長期的に欠如している状況が生じるケースは比較的限定されているものの、そのような状況が生じた場合には当該国の経済状況は急速に悪化することが多く、使用する為替レートに関して実務のばらつきが存在することにより、企業の作成する財務諸表に重要な相違が生じることが認識されました。

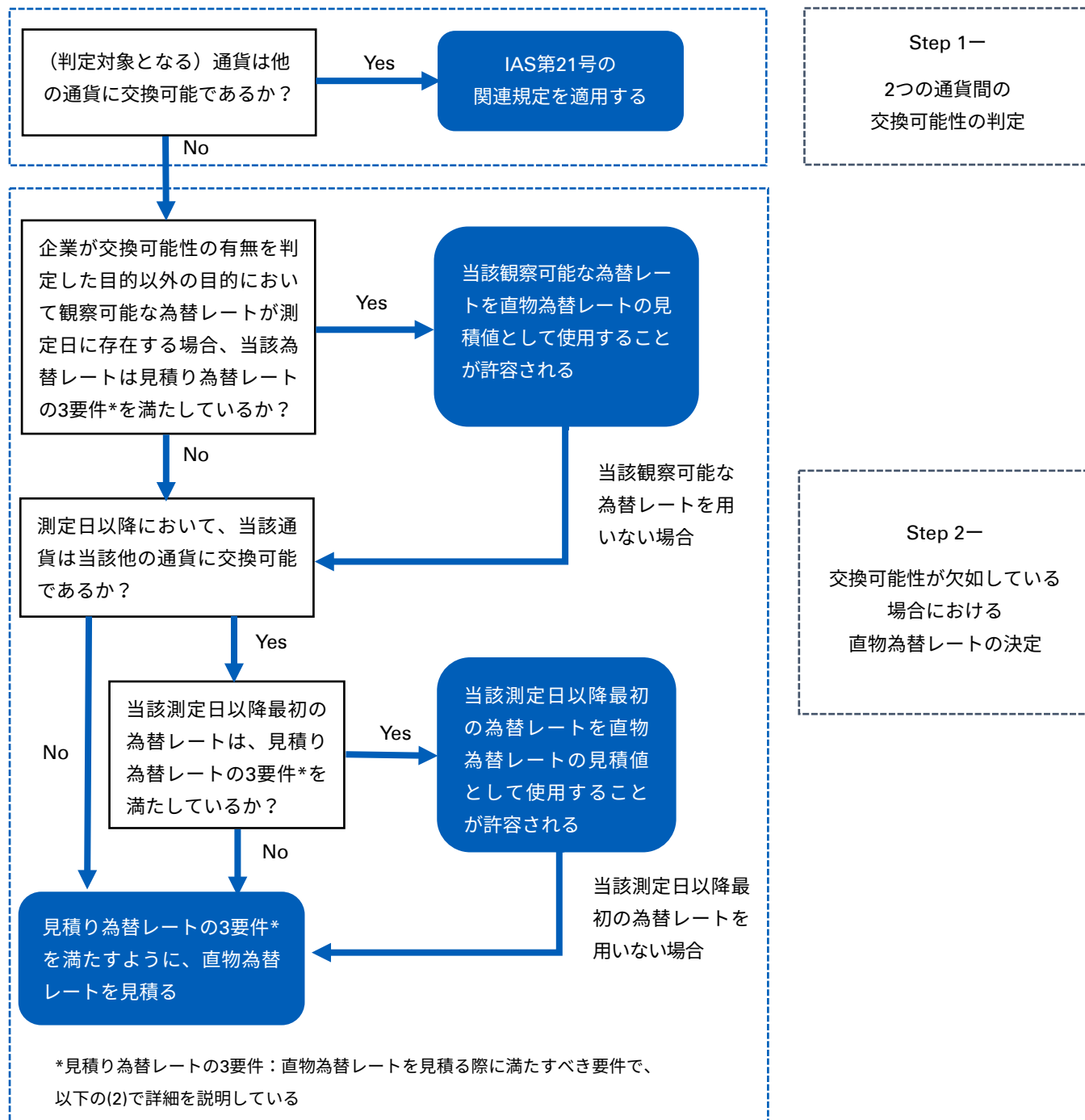
そこで、本公開草案では、ある通貨が他の通貨に交換可能である（交換可能性がある）とはどのような場合を指すか、また、交換可能性が欠如している場合にどのような為替レートを使用すべきかについて、IAS第21号を改訂する提案をしています。

## II. 本公開草案の概要

本公開草案は、以下の点に関してIAS第21号を改訂することを提案しています。

- (a) ある通貨が他の通貨に交換可能である（交換可能性がある）の定義
- (b) 通貨の交換可能性が欠如している場合において使用する為替レートの決定方法
- (c) 通貨の交換可能性が欠如している場合において必要となる開示

上記(a)と(b)に関する提案の全体像は以下のとおりです。



### (1) 2つの通貨間の交換可能性の判定（上記フローチャートのStep 1）

本公開草案では、ある通貨が他の通貨に交換可能である（交換可能性がある）とは、企業が当該通貨を当該他の通貨に交換することができる場合をいう、と定義することが提案されています。具体的には、企業が、事務的な理由によって通常生じる遅れを含む一定のタイムラインの枠内において、強制可能な権利義務を生じさせる市場/交換メカニズムを通して、ある通貨を他の通貨に交換することができる場合、当該通貨は当該他の通貨に交換可能であるとするが提案されています。交換可能性の判定にあたり考慮すべき事項は以下のとおりです。

項目	内容
一定のタイムラインの枠内での交換	直物為替レートは即時の受渡しに適用される為替レートと定義されていますが、法律・規制上の規定やその他の実務上の理由から、交換取引は必ずしも即時に完了しないことが考えられます。そのため、他の通貨を獲得する際の手続上通常生じる遅れがあったとしても、交換可能性がないとは判断しないことが提案されています。何が通常の手続上の遅れに該当するかは事実と状況によるとすることが提案されています。
他の通貨を獲得することができるか	ある通貨が他の通貨に交換可能であるかを判定するにあたっては、企業が当該他の通貨を獲得することができるかを考慮し、企業の意図や実際に獲得する意思決定をしたかどうかは考慮しないことが提案されています。なお、他の通貨を獲得する能力があるかどうかについては、第三の通貨への交換を介在させて間接的に当該他の通貨に交換する能力がある場合も含むことが提案されています。
強制可能な権利義務を創出する市場/交換メカニズム	ある通貨が他の通貨に交換可能であるかを判定するに際しては、企業は、通貨の交換取引が強制可能な権利義務を創出する市場/交換メカニズムのみを考慮することが提案されています。
他の通貨を獲得する目的毎に判断する	他の通貨を獲得する目的により、異なる為替レートが適用されることがあり、ある通貨が他の通貨に交換可能かどうか、企業が当該他の通貨を獲得する目的により異なり得ると考えられます。したがって例えば、企業は、外貨建取引を機能通貨に換算する際における通貨の交換可能性と、在外営業活動体の財務諸表を表示通貨に換算する際における通貨の交換可能性を、分けて検討する必要があると提案されています。
他の通貨を僅少な額しか獲得できない場合	他の通貨を僅少な額しか獲得できない場合、当該他の通貨は交換可能ではないとすることが提案されています。企業は、他の通貨を獲得する目的毎に、その目的を達成するために必要な金額の総計と企業が獲得できる金額を比較することにより、僅少な額しか獲得できない場合に該当するか否かを判断することが提案されています。

### (2) 交換可能性が欠如している場合における直物為替レートの決定（上記フローチャートのStep 2）

通貨の交換可能性が欠如している場合つまり、測定日において、ある通貨が他の通貨へ交換可能ではないと判定された場合、企業は当該日における直物為替レートを見積ることが提案されています。見積られた直物為替レートは、測定日において以下の3要件（上記フローチャートにおける見積り為替レートの3要件）を満たす必要があるとされています。なお、直物為替レートの具体的な見積方法は提案されていません。

- (a) 当該通貨が当該他の通貨に交換可能であったならば、企業が通貨交換の取引を取組めたであろう為替レートであること
- (b) 市場参加者間の秩序ある取引に適用されたであろう為替レートであること
- (c) 取引が行われる経済環境を忠実に反映した為替レートであること

### 観察可能な為替レートの使用

以下の場合、観察可能な為替レートをもって為替レートの見積り値として用いることが認められています。

項目	内容
企業が交換可能性を判定した目的とは別の目的においてであれば交換可能性があると判定された場合の、直物為替レート	上記のとおり、交換可能性の判定は、企業がある通貨を他の通貨に交換する目的毎に判断することが提案されています。したがって、交換可能性を判断した際の目的においては交換可能性はないと判断された場合であっても、別の目的においては交換可能性があると判断されることが考えられます。当該別の目的において観察可能な為替レートが上記の見積り為替レートの3要件を満たしている場合には、当該観察可能な為替レートをもって直物為替レートの見積りとするを許容することが提案されています。
通貨の交換可能性が回復した後に、企業が当該他の通貨を初めて獲得できる場合の為替レート	測定日時点においては交換可能性が欠如している場合であっても、測定日後に交換可能性が回復することが考えられます。このような場合、交換可能性が回復して初めて成立した為替レートが上記の見積り為替レートの3要件を満たしている場合は、当該観察可能な為替レートをもって測定日における直物為替レートの見積りとするを許容することが提案されています。

### (3) 交換可能性が欠如している場合に要求される開示

本公開草案では、2つの通貨間の交換可能性が欠如していることにより企業が直物為替レートを見積っている場合、交換可能性の欠如が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える（又は与えると予想される）影響を財務諸表利用者が理解できる情報を企業に開示させることが提案されています。当該目的を達成するため、企業は、①交換可能性の欠如についての性質及びその財務的な影響、②使用した直物為替レート、③見積りのプロセス、及び④交換可能性の欠如により企業がさらされるリスクについて開示が求められており、具体的には以下の情報を開示することが提案されています。

- (a) 対象となる通貨と当該通貨の交換可能性が欠如することになる制限の説明
- (b) 影響する取引の説明
- (c) 影響する資産及び負債の帳簿価額
- (d) 使用された直物為替レート及び当該レートが以下のいずれであるか
  - (i) 一定の要件の下で使用が認められる観察可能な為替レート；又は
  - (ii) 見積技法を用いて決定された直物為替レート
- (e) 企業が見積りに用いた見積技法の説明、及び当該見積技法において用いたインプットの定性的・定量的情報
- (f) 交換可能性が欠如していることにより企業がさらされているそれぞれのリスクについての定性的情報、及びそれぞれのリスクにさらされている資産及び負債の性質及び帳簿価額

在外営業活動体の機能通貨が表示通貨に対して交換可能ではない場合には、企業は併せて以下の情報も開示することが提案されています。

- (a) 在外営業活動体の名前、当該在外営業活動体の子会社、共同支配事業、共同支配企業、関連会社、支店のいずれであるか、及び事業を行う主たる場所
- (b) 在外営業活動体の要約財務情報
- (c) 企業に在外営業活動体への財政的支援を要求する可能性のある契約上の取り決めの性質及び条項（企業が損失を被る可能性のある事象及び状況を含む）

#### (4) 適用日及び移行措置

本公開草案に基づく改訂の具体的な適用時期は提案されていません。当該改訂は、改訂を初めて適用する年次財務諸表の期首（適用開始日）から将来に向かって適用することが提案されており、比較期間を修正再表示することを禁止することが提案されています。早期適用は認めることが提案されています。

適用開始日には、企業は以下によって改訂を反映することが提案されています。

- (a) 企業が外貨建取引を機能通貨へ換算するに際し、当該外貨と機能通貨との間の交換可能性が欠如している場合
  - (i) 影響する外貨建貨幣性項目及び外貨建ての公正価値で測定される非貨幣性項目を、適用開始日における見積り直物為替レートで換算する
  - (ii) 当該改訂を適用したことにより生じる影響を適用開始日の期首利益剰余金で認識する
- (b) 企業が機能通貨以外の通貨を表示通貨とする場合又は在外営業活動体の機能通貨建財務諸表を換算する場合で、機能通貨と表示通貨との間の交換可能性が欠如している場合
  - (i) 影響する資産及び負債を適用開始日における見積り直物為替レートで換算する
  - (ii) 企業（又は在外営業活動体）の機能通貨が超インフレ経済下にある場合には、適用日において影響する資本項目を適用開始日における見積り直物為替レートで換算する
  - (iii) 当該改訂を適用したことにより生じる影響を適用開始日における為替換算調整勘定累計額への調整として資本で認識する

#### (5) 初度適用企業

IFRS®基準初度適用企業に対する免除措置は提案されていません。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IASB for SMEs®」、「IAS®」及び「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。